

第四種郵便物(通信教育、蚕種)に関する関係各省からの回答(全文)

資料1-2

担当省庁	国土交通省	
種類	第四種郵便物 (通信教育用郵便物)	
	宅地建物取引士	海技士
1. 政策目的としての妥当性や必要性	<p>当課といたしましては、第四種郵便制度の妥当性及び必要性については、宅地建物取引士の講習において、利用ニーズが大きくないため、制度のあり方を変更することによる影響は軽微であるものと考えています。</p>	<p>第四種郵便物（通信教育用郵便物）を使用する船員通信教育は、海上等で就業する船員等が、海技士資格^{*1}を取得し、キャリアアップを目的とした制度です。上級海技士資格については、養成施設^{*2}制度がない資格も有り、通信教育を利用しながら独学で資格取得を目指す者もいるため、少ない負担で全国平等に教育を受けることが可能な本制度の利用は必要と考えます。</p> <p>なお、当省（当室）では郵便事業を所管していないため、第四種郵便物制度に係る妥当性について、考え方をお示しすることは困難です。</p> <p>※1：海技士資格に係る通信教育は、海技大学校のみで実施しており、同校は第四種郵便制度を利用している。</p> <p>※2：登録船舶職員養成施設：60カ所</p> <p>船舶職員養成施設として登録されている主な教育機関は、以下のとおり。</p> <p>[国土交通省所管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技大学校（兵庫県） ・海上技術短期大学校3校（岩手県、静岡県、愛媛県） ・海上技術学校4校（北海道、千葉県、佐賀県、長崎県） <p>[文部科学省所管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商船系大学2校（東京都、兵庫県） ・商船系高等専門学校5校（富山県、三重県、広島県、山口県、愛媛県） ・水産系高等学校（全国32校） <p>[農林水産省所管]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産大学校（山口県） <p>上級資格である一級海技士及び二級海技士の養成施設は設けられていない。</p> <p>○ インターネット等で代替できない理由：受講者のなかには、船員として海上等で就業しながら、海技士資格の取得を目指している者もいるが、通信環境の整備が遅れている海上において、インターネット等を利用して受講することは、利便性が低いと考える。</p> <p>また、通信教育は、海技士国家試験合格を目的としており、当該試験のうち、筆記試験は、図表を自ら描き、回答する問題等を含んだ記述式であるため、学習方法として報告課題（レポート等）などの提出を求めていることから、紙媒体でのやり取りが必要である。</p>
2. 外部補助の検討可能性など	郵便制度を所管していない当課において、外部補助に係る予算措置を講じることは困難です。	既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便物の発送に関する外部補助に対し、郵便制度を所管していない当省（当室）において、予算措置をすることは困難です。
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的実現への貢献度	<p>登録講習及び登録実務講習については、受講者の負担軽減の観点から講習の一部を通信の方法により実施しています。</p> <p>一部の講習実施機関において、第四種郵便を利用していることからニーズは存在するものの、利用があるのは全22機関のうち1機関のみであり、ニーズは小さいものと考えています。</p> <p>(全22機関の講習受講者：約45,000人／年)</p>	<p>受講者^{*3}の多くは船員であり、特殊性のある職業のため、時間や地理的制約にとらわれず、各人の自発的な意志により、働きながら受講できる通信教育は、日本人船員が不足する現状^{*4}において、一定のニーズがあるものと承知しています。</p> <p>※3：324名在学（平成28年12月27日現在）</p> <p>※4：日本人船員数は、ピーク時の1974年に約27.8万人となって以降、減少傾向が続き、2015年の船員数は64,284人である。外航日本人船員は、経済安全保障の観点から、約5,500人必要と試算されているところ、現状は約2,200人にとどまっている。また、内航船員においては、年齢構成が高齢化しており、50歳以上の構成は48.9%に達し、60歳以上は20%を越え、若年層の供給が必要である。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置（予算、補助金、委託費等）	当課における支援措置はありません。	特段の措置はありません。
5. その他	今後の検討にあたっては、本制度を利用する他の利用者の意見も十分にお聞きいただいた上で、貴省において適切にご判断いただくようお願ひいたします。	<p>船員通信教育は、今後も継続して実施される制度であり、当省（当室）では、郵便に係る費用負担軽減は、受講者への支援の観点から必要である^{*5}と考え、第四種郵便物制度については、現行制度の維持を希望します。</p> <p>※5：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受講者一人あたりの郵送費について 第四種郵便を利用した場合、費用は1,370円である。第一種郵便を利用した場合、費用は6,836円となり、差額5,466円の追加的経済負担が発生する。 ○経済的負担全体に占める郵送料の割合について <ul style="list-style-type: none"> 1. 海事教育通信コース（一級、二級）の場合 第四種郵便を利用した場合、郵送料の割合は約3%、第一種郵便を利用した場合は、割合が約13%に増加する。 2. 海事教育通信コース（三級）の場合 第四種郵便を利用した場合、郵送料の割合は約3%、第一種郵便を利用した場合は、割合が約15%に増加する。

担当省庁	農林水産省
種類	第四種郵便物（蚕種）
1. 政策目的としての妥当性や必要性	<p>我が国の養蚕は、営農条件の厳しい中山間地域などにおいて、農家の複合経営を構成する重要な一部門として、耕作放棄地の発生を防止し、地域資源を管理・保全する意義を有している。また、製糸業や織物業の立地は原料繭の供給に規定されるところ、これらの産業と一体となつて地域経済を支える役割を果たしている。さらに、各地域における特色ある製織や染色技術の発展を通じて、我が国の伝統文化である和装文化の形成・維持にも大きく寄与している。</p> <p>蚕種代金は養蚕農家の物貯費の1割を占めており、第四種郵便によるサービスは、蚕種の低コストでの供給に大きな役割を果たしていると考えている。</p> <p>蚕種製造業者は、それぞれの養蚕農家の飼育開始日に合わせて孵化するよう蚕種を管理しており、その供給にあたっては少量小口での送付となる。このため、蚕種が第四種郵便物の対象から除外された場合、物貯費の増加につながり、養蚕業の生産性が低下することが懸念される。</p>
2. 外部補助の検討可能性など	当省が財政的な支援を行うことは考えていない。
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的実現への貢献度	<p>養蚕農家の多くは、稚蚕共同飼育所が2～3齢まで飼育した蚕を購入しているが、養蚕農家が減少を続ける中にあっても、蚕種を蚕種製造業者から直接購入している養蚕農家も一定の割合で存在している。</p> <p>養蚕農家が24県にいる一方、蚕種製造業者は4社に集約されていることから、近隣の産地以外へは少量小口での送付となる。</p> <p>これらのことから、利用者のニーズは高く、養蚕業の生産性向上、ひいては、伝統文化の維持継承等のために、今後とも重要な役割を果たしていくものと考えている。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置(予算、補助金、委託費等)	蚕種の輸送費に係る支援措置はない。
5. その他	<p>「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)においては、農業が将来にわたって持続的に発展するためには「良質かつ低廉な農業資材の供給」の実現が重要とされているところである。</p> <p>養蚕業における蚕種は、農業一般における植物種子や苗等と同様に、養蚕農家の生産活動にとって必要不可欠な生産資材であり、現在、これまで以上にその低廉な供給が求められていると考える。</p>